

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十二号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「及び単一等級」を「並びに単一等級」に改め、同号の表アの項中「一万千五百円」を「一万二千百円」に改め、同表イの項中「一万三千円」を「一万三千七百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。